租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和７年９月 30 日
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
文部科学省高等教育局学生支援課

租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項の一部を改正する件（案）について、令和７年８月８日（金）から令和７年９月８日（月）まで御意見を募集したところ、今回の改正に関係する御意見はいただきませんでした（今回の意見募集に関係のない御意見を２件いただきました）。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。